

エノ部

Exchange.

交換
エシアンジウ

〔本義〕「エ」ト「シアン」ト合成セシモノニテ「エ」ハ「エス」ニ同シ「エス」ハ羅甸ノ「アキス」ヨリ出ツ「アキス」ハ「外」ノ意ヲ示ス前詞ナリ「シアン」トハ「交易」ナリ

〔釋解〕雙方ヨリ物ト物トヲ互ニ與フル契約ナリ○バシツレ「エシアン」トハ「アリエナシオン」(移付ナリアノ部五一)ノ所爲中ノ一ニシテ賣買ノ如ク承諾ノミニテ成立ツモノナリ然レ賣買ト異ナル所アリ左ノ如シ其一ハ雙方ヨリ與フル所ノモノハ金圓ニ非ラスシテ必ス物品ナリ其二ハ雙方ノ結約者ハ各買主ニシテ各賣主ト看做

サルヘシ又「エシアンジツ」ハ贈與（「ドナシオン」デノ部六二）ト
 異ナリ各交換者ハ我ヨリ與ヘシ丈ケニ當ル物ヲ彼ヨ
 リ受ケ取ルノ意ニシテ贈與ハ時アリテ互ニ之ヲ爲ス
 一アリト雖モ其贈遺者ハ我ヨリ與ヘタルモノニ必ス
 代フヘキ物ヲ彼ヨリ受ケ取ルノ意アルニ非ラサルナリ
 〔参照〕其性質其効力ハ（民）一七〇二以下、共有財産ハ（民）一
 四〇七、附托ハ（民）一九三四、嫁資不動産ハ（民）一五五九、遺
 囑物ハ（民）一〇三八、

エクルー

入牢

アクト、ド、エクルー

入牢、證書

Acte d'ecrou.

〔本義〕「エクルー」ハ其出處詳カナラス但羅馬ノ澆季ニ至

〔本義〕「エクル」ハ其出處詳カナラズ但羅馬ノ法ニシテ

リ「スクロア」トイフ語アリ「スクロア」ハ「覺ヘ書キ」ナリ「ア
クト」ハ「證書」(アノ部二七)ナリ「ド」ハ「ノ」ナリ(口音)「ド、エクル
」ハ「デクル」

〔釋解〕「エンカルセラシオン」(囚閉ナリイノ部七)ナリ又一
般ニ「エンカルセラシオン」ノ調書ヲ指シ示ス爲メニ用
井ル語ナリ而シテ此調書ハ即チ「エクル」ヲ證明スル書
付ニ外ナラサルモノナリ○バシツレ人ノ牢ニ入レラレ
シ月日其逮捕セラレタル原由其逮捕ヲ言付ケタル人
ノ命令ヲ記スル所ノ「アクト」ナリ凡此法式ヲ缺クニ於
テハ其禁錮ヲ無効ノモノトス何レノ拘留所ニモ皆「レ
シストル、デクル」(入牢簿冊)アリ刑事ニ於テハ「アクト、
デクル」ヲ記スルモノハ牢屋番ナリ然レモ民事ノ負

債ノ禁錮人ノ「エクスル」ハ使吏之ヲ記シテ牢屋番之ニ
手署ス○「按」「アクト、デクスル」モ唯證書ノ文字ヲ添ユル
ノミニテ單ニ「エクスル」トイフニ異ナラス○リトレ囚
人ノ氏名及ヒ其逮捕ノ原由ヲ記載シタル禁錮ノ簿冊
ノ箇條ナリ

〔參照〕民事ニ付テハ(訴)七八九、刑事ニ付テハ(治)六〇八、

エフエ

III
Effect.

效力

〔本義〕羅甸ノ「エフィセレ」ヨリ出ツ「エフィセレ」ハ「エクス」ト「ファ
セレ」ト合成セシモノニテ「エクス」ハ前詞ナリ「ファセレ」ハ
「爲ス」ノ義

〔釋解〕一ツノ原因ヨリ生シ來ル所ノ結果ヲイフ凡物原

因ナキトキハ其結果顯ハルヘカラス

Effets civils.

エフ^エ、シウイル

民法上ノ效力

〔本義〕「シウイル」ハ「民事」ノ義

〔釋解〕法律ニ於テ許ルシタル一切ノ行爲又ハ義務ヲ作爲スルニ足ルヘシト法律ニテ認メタル一切ノ事件ニ法律ノ付與シタル結果チイフ○バシツレ例ヘハ婚姻ハ「エフ^エ、シウイル」トシテ夫タリ父タルノ權ヲ生シ匹偶者中ニテ共有財産ヲ生スルカ如キ是レナリ

Effet retroactif.

エフ^エ、レトロアクチフ

及既往效力

〔本義〕「レトロアクチフ」ハ「戻ル」ノ義（エルノ部四五「レトロ

アソチウイテ参看

〔釋解〕過去ニ遡ルノ效チイフ法律ハ概シテ過去ニ遡ルノ效チ有スルコトナシ

〔参照〕婚姻ニ付テハ(民)二五、一九四、一九八、二〇一、二〇二、及既往效ハ(民)二、(刑)四、

四

Effet.

エフエ

財産

手形

Effets de succession.

エフエド、シウクセシオン

相續財産

エフエ、モビリエ

Effet mobiliers.

動産

Effets de commerce.

エフエド、コメルス

商用手形

エフエ、ピウブリク

公債手形 公債證書

Effets publics.

〔本義〕「エフエ」ハ前ニ見ユ「ド」ハ「ノ」ナリ「シウクセシオン」ハ「相續」

ナリ（エスノ部二五）「モビリエ」ハ「動産」ナリ（エムノ部一七）

「コメルス」ハ「商賣」ナリ「ピウブリク」ハ「公ケ」ノ義

〔釋解〕「エフエ」ハ即チ「ピアン」〔財産〕ナリベノ部一一「シオーズ」〔物

ナリセノ部二五）「ウアルール」〔金銭其他價額アル物ナリ〕ナ

リ「エフエド、シウクセシオン」トハ總テ相續財産タル物即チ

一切ノ動産不動産チイフ「エフエモビリエ」トハ總テ「ム」

ブル〔動産〕ナリエムノ部八）タル所ノモノチイフ然トモ

單ニ「エフエ」トイヘハ「衣服及ヒ其他人ノ身體ヲ被フ布」チ
 イフ又最モ廣キ意味ニテハ「エフエ」トハ人權ヲ證明スル
 一切ノ證書チイヒテ「ビエ」ト同義ナリ「エフエ、ド、コメルス」
 ハ商業中ニ於テ融通スヘキ一切ノ人權ノ手形チイフ
 所謂爲替手形及ヒ「ビエ、ア、オルドル」ハ即チ「エフエ、ド、コメ
 ルス」ナリ又「エフエ、ピツブリクレトイヘハ官ヨリ融通爲サシ
 ムル一切ノ人權ノ手形チイフ

〔参照〕公債手形ハ(商)七二、九〇、(刑)一三九、

五

Effigie.

肖像

エフイジ

エクゼキウシオン、パル、エフイジ

肖像ニテノ執行

Exécution par effigie.

〔本義〕羅甸ノ「アフエンゼレ」ヨリ出ツ「アフエンゼレ」ハ「顯ハス」ノ義今「彫リ又畫キタル人ノ像ヲ顯ハス事」ヲイフ「エクゼキツシオン」ハ「執行」ナリ（本部三四）「パル」ハ「依テ」ナリ

〔釋解〕肖像ナリ「エクゼキツシオン、パル、エフィシ」即チ「肖像ニテノ執行」トハ刑法ニ於テ闕席裁判ヲ以テ罪人ヲ罰スルトキニ爲ス事ナリ往古ハ犯人ヲ畫像ニ作りテ之ニ刑ヲ申渡セシ「アリシカ方今ハ肖像ニテノ執行ノ場合ニハ唯其犯罪言渡書ヲ粘掲スルノミナリ

〔參照〕（民）二六、二七、（治）四七一、四七二、

エフラクシオン

損壞

〔本義〕羅甸ノ「エフランゼレ」ヨリ出ツ「エフランゼレ」ハ「破

ルノ義

〔釋解〕物ノ「ブリ」(破壊ナリベノ部二七)チイフ盜罪ニ付テ
ノ「エフ」ヲクシオン「ハ」一ノ加重ノ狀情トス

〔参照〕(刑)三九三ヨリ三九六マテ、

エラルジスマン

七
Elargissement.

釋放

〔本義〕「エラル」シルト「イフ」働詞ノ變シタル名詞ナリ「エラ
ル」シル「ハ」エルト「ラル」ジツト合成セシモノニテ「エ」ハ「前詞」ナ
リ「ラル」ジツ「ハ」廣キノ義

〔釋解〕囚人ニ自由ヲ與フルヲナリ「エラル」ジ、アソ、プリゾ
ニエ即チ「一囚人ヲ釋放スル」トイヘハ之ニ自由ヲ與ヘ
テ束縛ヲ免カレシムルチイフ

〔参照〕民事ニ付テハ(訴)四九ノ五項、七九四、七九八、八〇〇、
 八〇二以下、婚姻シタル婦ニ付テハ(民)一四二七、一五五
 八、再禁錮ハ(訴)七九二、刑事ニ付テ不法ノ逮捕ハ(治)六一
 五以下、假リ釋放ハ(治)一一三以下、確定釋放ハ(治)一三一、
 二〇六、二二九、二三〇、三五八、

Election d'ami

埃列克孫杜亞彌 エレクソオンダ 額困 アエクオン 聰 ウオン 咄 ダン
 替名買主

〔本義〕「エレクオン」ハ羅甸ノ「エレクシオ子ム」ヨリ出ツ「エ

レクシオ子ム」ハ「撰」ナリ「ド」ハ「ノ」ナリ「アミ」ハ「朋友」ナリ(口

音)「ド、アミ」ハ「ダミ」

〔釋解〕セノ部三九「コマン」ノ所ニ見ユ

エレクシオン、ド、ドミシル

Election de domicile.

住所、撰定

〔本義〕「エレクシオン」ハ前ニ見ユ「ド」ハ「ノ」ナリ「ド」ミシル「ハ」住所「ナリ」(デノ部五八)

〔釋解〕「按」住所ヲ撰ム「ナリ」デノ部五八「ド」ミシル、エリッ「參看」

〔參照〕其效力ハ(民)一一一、(訴)五九、六一ノ一項、

埃漫西叭孫 エマンシバシオン 安酸 オアシスアン 璦 ウアン

後見免除

10 Emancipation.

〔本義〕羅甸ノ「エマンシペレ」ヨリ出ツ「エマンシペレ」ハ「エ」ト「マンシペレ」ト合成セシモノニテ「エ」ハ前詞ナリ「マンシペレ」ハ「マンシパシオン」ノ正式ニ循テ賣ルノ義ナリ
羅馬法ニ於テ「エマンシパシオン」ノ名ヲ下タシタル所

以ハ假定ノ「マ」ンシパシオン」ヲ三回爲スルハ父ノ權ヲ
盡クシ終ルヘク而シテ此三回ノ「マ」ンシパシオン」ニテ始
メテ其身其財産ヲ處置スルノ權ヲ得レハナリ「マ」ンシ
パレ」ハ「マ」ンセプス」ヨリ出ツ「マ」ンセプス」ハ「マ」ニツス」ト「カ
ペ」レ」ト合成セシモノニテ「マ」ニツス」ハ「手」ナリ「カ」ペ」レ」ハ取
ルナリ即チ「手」ヲ以テ取ル人」ノ義ニシテ「得者」チイフ
〔釋解〕幼年者自ラ其身ヲ處置シ及其財産ヲ支配スル權
ヲ得ル所以ノ「ア」クト」即チ所爲チイフ
〔參照〕其効力ハ〔民〕四七六以下、商賣ノ所行ハ〔商〕二、三、後見
人ノ計算ハ〔民〕四七一、贈遺ハ〔民〕九三五、取上ハ〔民〕二二〇
六、法律上ノ享用ハ〔民〕三八四、損失ハ〔民〕一三〇五、代理ハ
〔民〕一九九〇、分配ハ〔民〕八三八、八三九、九三五、〔訴〕九一〇、父

權ハ(民)三七二、

一一 Emphythéose.

永期貨借
アンプ 嚏費太阿吐
ウエー 韋禿
エツ 越

〔本義〕希臘ノ「ア」ン「フイ」テ「オ」ジ「ス」ヨリ出ツ「ア」ン「フイ」テ「オ」ジ「ス」
ハ「樹植」ナリ

〔釋解〕永年ノ「バ」イ「(賃貸)」ナリベノ部一ニシテ其小作人自
力ヲ以テ或ハ其卑濕地ヲ高燥ナラシメ或ハ其地面中
へ建築ヲ爲シテ其地ヲ開拓シ以テ其地ヲ良好ナラシ
ムへキ約束ニテ爲スモノナリ其貸主ハ期限ニ至ルト
キハ借主ノ地面中ニ費ヤシタル金高ハ償フヲナクシ
テ之ヲ取り返スヲ得ヘシ尤モ此期限ハ通常九十九
年トス

111 Empoisonnement.

アンポアヅヌマン

毒殺

〔本義〕「アンポアヅ子」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「ア
ンポアヅ子」ハ「アン」ト「ポアヅ」ト合成セシモノナリ「ア
ン」ハ前詞ニテ「内」ニ「ノ意」ポアヅン」ハ「毒」ナリ

〔釋解〕人ヲシテ死ニ至ラシムルニ足ルヘキ藥劑ヲ用井
テ其生命ヲ害スル總テノ所行チイフ

〔參照〕(刑)三〇一、三〇二、

アンプリヅヌマン

112 Emprisonnement.

禁錮

〔本義〕「アンプリヅ子」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「ア
ンプリヅ子」ハ「アン」ト「プリヅ」ト合成セシモノニテ「ア

ンハ前詞ナリ「プリグチ」ハ「牢屋」ナリ

〔釋解〕「エンガルセラシオン」囚閉ナリ（イノ部七）チイフ即チ人ノ自由ヲ奪フ事ナリ

〔參照〕懲治ノ刑ハ（刑）九ノ一項、二四、四〇、四一、違警罪ノ刑ハ（刑）四六四、四六五、

アンプラン

借受

一四
Emprunt.

〔本義〕「アンプラント」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本或ハ羅甸ノ「プロミチオム」ヨリ出テタルモノカ尤モ此語ノ綴リニ於テ諸説一定セス「プロミチオム」ハ「貸ス」ノ義今之ニ反シテ「借リ」チ「アンプラント」トイフ語理相屬セサルカ如シト雖モ伊太利ノ「エンプロンダレ」トイフ

語モ同ク此「プロミチツオム」ヨリ出テ「借リ」ノ義ニ用井タ
リ

〔釋解〕バシヤレ貸主ヨリ借主ニ金圓其他ノ物件ヲ貸與ヘ
後ニ至リテ利息ヲ添ヘ又ハ之ヲ添ヘスシテ返却セシ
ムル所ノ契約チイフ

〔參照〕幼者ノ求メニ付テハ(民)四五七、償却ニ付テハ(民)一
二四九、

アンセル

拍買

一五
Enchères.

〔本義〕羅甸ノ「アンカリアレ」ヨリ出ツ「アンカリアレ」ハ「ア
ン」ト「カリッス」ト合成セシモノコテ「アン」ハ増スノ意ヲ示
ス前詞ナリ「カリッス」ハ「重ニスル」又「愛スル」ノ義此愛スル

ノ義ヨリシテ「價ヲ出シテ買取ル」ノ意ニ用ユ

〔釋解〕糶買ニテ物ノ値ヲ糶リ上ケ買フコナリアノ部三

四「ア」シツヂカシオン」參看

〔參照〕(民)一六八六、拍買ノ自由ヲ妨害スル罪ハ(刑)四一二、

アンクラウ

圍繞地

一六
Enclave.

〔本義〕「アンクラウエ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「アン

クラウエ」ハ羅甸ノ「アンクラウアル」ヨリ出ツ「アンクラウアル」

ハ「アン」ト「クラウエ」ト合成セシモノニテ「アン」ハ前詞ナ

リ「クラウエ」ハ「釘」ナリ「アンクラウエ」ハ即チ「鎖ス」ノ意

〔釋解〕公道ニ往來スヘキ通路ナクテ四方ヨリ取圍マレ

タル土地チイフ此土地ノ所有者ハ法律ニ依テ隣地上

Endossement.

ニ通行ノ權ヲ有スルヲ得ヘシ

〔參照〕(民)六五一、六五二、六八二、

アンドスマン

裏書

〔本義〕「アン」ト「ドス」ト合成セシモノニテ「アン」ハ前詞ナリ

「ドス」ハ「脊」ナリ

〔釋解〕直チニ手形ノ脊面ヘ記載シタル人權移轉ノ證書

ナリ其効ハ他ノ法式ナクシテ受取人ヨリ其記載ヲ目

當ニ仕拂ハシムルニ在リ

〔參照〕(商)一三六以下、一六四、及ヒセノ部一九「シアン」シツ」ノ

所ニ見ユ

アンファン

Enfant.

孩子
子

Petit enfant.

プキ、アンファン

孫

Enfant adoptif.

アンファン、アドプキフ

養子

Enfant adultèrin.

アンファン、アダウルテレン

姦通子

Enfant incestueux.

アンファン、エンセスキウー

亂倫子

〔本義〕「アンファン」ハ羅甸ノ「エンファンテム」ヨリ出ツ「エンファ

ンテム」ハ「エン」ト「ファリ」ト合成セシモノコテ「エン」ハ「不」ナ

リ「フアリ」ハ「話ス」ノ義即チ「話サ、ル所ノ人」トイフ意「ブキ」
ハ「小」ノ義「アドプチフ」ハ「養子ノ」ノ義（本義「アドプシオン」
ニ同シ）「アノ部三六」^{「アヂツルテレン」}ハ「姦通ノ」ノ義（本義「ア
ヂツルテル」ニ同シ）「アノ部三七」^{「エンセスチツ」}ハ「亂倫ノ」ノ
義（本義「エンセスト」ニ同シ）「イノ部八」

〔釋解〕未タ言フ「能ハサル人未タ娶年ニ至ラサル人チ
イフ又男子若クハ女子ノ其父若クハ母トノ續キ合ヒ
ニ對スルトキニモ用ヰル語ナリ」○リトレ其父母ニ對
シテハ子ノ子チ「ブチ、アンフアン」トイフ此意味ニテハ單
稱ニ用ル「ナシ」○バシツレ天然ノ系統ニ由ラス唯法律
上ノ假定ニ依リ法律ノ定メタル程式ニ從ヒ「アドプシ
オン」^{（養子ナリアノ部三六）}チ以テ結合シタル子チ「アン

ファン、アドプチ「トイフ」○バシ「レ」ア「ヂル」テ「ル」即チ姦通
 ニ由リ生レタル子チ「ア」ン「フ」ア「ン」、ア「ヂル」テ「レ」ン「トイフ」又
 「エ」ン「セ」ス「ト」即チ亂倫ニ由リ生レタル子チ「ア」ン「フ」ア「ン」、エ
 ン「セ」ス「チ」ッ「トイフ」姦通及ヒ亂倫ハ固ヨリ不正ト雖トモ
 其生子ニ於テハ不正ナルコトナシ然トモ其子ハ家族中
 ニ算入セラル、チ得ス唯己チ生ミタル本人ニ對シ其
 養料チ請求スルチ得ルノミ又此二子ハ公認セララル、
 チ得ス又後ノ婚姻ニ依テ正統ノ子ト爲サル、チ得ス
 又姦通及ヒ亂倫ノ子ノ親屬ハ決シテ此子ノ相續チ受
 クルチ得ス其相續ハ此子ノ正統又ハ私生ノ子又正統
 ノ子及ヒ私生子ナキハ其匹偶者若クハ政府ニ之チ
 歸スヘシ

Enfant légitime.

アンフアン、レジナム

正統子

〔本義〕「レジナム」ハ正當ノ義（エルノ部五）

〔釋解〕婚姻中ニ生レタル子チイフ

アンフアン、ナチウレル

Enfant naturel.

私生子

〔本義〕「ナチウレル」ハ「天然」ノ義

〔釋解〕婚姻外ニ生レタル子ナリト雖モ其父若クハ母又

ハ父母共ニ法ニ循テ明カニ我子ナリト公認シタル者

チイフ

アンフアン、アバンド子

棄兒

Enfant abandonné.

〔本義〕「アバンド子」ハ「委棄シタル」ノ義（アノ部一「アバンド
ン」參看）

〔釋解〕「按」路上等ニ棄ラレタル子チイフ

アンファン、ツルルーウエ

Enfant trouvé.

拾兒

〔本義〕「ツルルーウエ」ハ「見出シタル」ノ義

〔釋解〕「按」路上等ニ於テ拾ヒ取ラレタル子チイフ

〔參照〕（民）三七一、三七二、七二五、子チ殺スヲハ（刑）三〇〇、幼

兒ニ對スル罪ハ（刑）三四五以下、

アンケート

一九 Enquête.

證人吟味

〔本義〕「アンケリルトイフ」働詞ノ變シタル名詞ナリ「アン

ケリルハ「アソ」ト「ケリルト」合成セシモノニテ「アソ」ハ「夫レニ付テ」ノ義「ケリル」ハ「穿鑿スル」ノ義

〔釋解〕證人ニ依テ證據ヲ取ル事ナイフ ○バシレ 民事ニ於テハ一方ノ者ノ申立テタル事柄ニ付キ他ノ一方ノ者ノ之ヲ承引セサルキ證人ニ其事實ヲ聞糺ス事ナイフ 刑事ニ於テハ之ヲ「エソ」フ「オソ」トイフ
〔參照〕勸解裁判官ニ付テハ（訴）三四以下、民事裁判所ニ付テハ（訴）二五二以下、一〇三五、急速吟味ニ付テハ（訴）四〇七以下、

エパウ

紛失物

〔本義〕羅甸ノ「エキス」パウイヂッスヨリ出ツ「エキス」パウイヂッス

ハ「畏ル」又「畏懼シテ遠カル」ノ義本ト「獸類ノ驚キ畏レテ迷フ事」ニ用ヰタル語ナリ

〔釋解〕一切ノ無主物チイフ〇リトレ迷ヒテ知レサル物ノ意ナリ又名詞ニ用ヰルトキハ失亡シテ要求者ノナキ物ナリ方今ハ其所有權ハ政府ニ屬ス又「エパウ、マリチム」トイヘハ海岸ニ打チ寄セシ物チイフ又「エパウ、ド」トイヘハ河中又ハ河岸上ニ於テ見出シタル物チイフ

〔參照〕(民)七一七、

エピゾオチ

Epizootie.

獸類傳染病

〔本義〕希臘ノ「エピ」ト「ゾオ」トヨリ出ツ「エピ」ハ「上」ニ「ノ義

「グオン」ハ「獸」ナリ「同時」ニ群獸ノ上ニ傳染スル病「ナリ

〔釋解〕總テ獸類ノ傳染病チイフ

〔參照〕(刑)四五九ヨリ四六一マテ、

エプー

匹偶者

フウチウル、エプー

訂婚者

1111 Epoux.

Futur époux.

〔本義〕「エプー」ハ羅甸ノ「スポンジッス」ヨリ出ツ「スポンジッス」

ハ「スポンデレ」ヨリ出ツ「スポンデレ」ハ「許ルス」又「婚姻」チ

許ルスノ義「フッチウル」ハ「未來」ノ義

〔釋解〕夫及ヒ婦チ「エプー」トイフ「フッチウル、エプー」トハ共ニ

婚姻セントスル者チイフ

〔參照〕婚姻前ノ諸規則ハ(民)一三八七以下、匹偶者ノ婚姻ノ契約ニ付テ爲シタル贈遺ハ(民)一〇八一以下、匹偶者ノ權利職分ハ(民)二〇三、二一二以下、匹偶者間ノ規則ハ(民)一〇九一以下、失踪ハ(民)一四〇、養子ハ(民)三四四、三六二、三六六、時効ハ(民)二二五三、醜集物ハ(民)八四九、封印ハ(訴)九三二、相續ハ(民)七二三、證據ニ付テハ(訴)二六八、(治)三二二ノ五項、夫婦間ノ賣買ハ(民)一五九五、夫婦ノ殺害ハ(刑)三二四、夫婦間ノ盜ハ(刑)三八〇、

エキテ

公平

1111 Equité.

〔本義〕羅甸ノ「アエキタテム」ヨリ出ツ「アエキタテム」ハ「平等」ノ義

Escalade.

〔釋解〕理義ニ適合スル所ノモノナリ○リトレ各人ニ平等ナル部分ヲ與ヘ又ハ公平ニ各人ノ權利ヲ認ムルヲ
チイフ又法律上ノ正理ニ對シテイフ天然ノ正理ナリ

エスカラド

踰越

〔本義〕羅甸ノ「スカラ」ヨリ出ツ「スカラ」ハ「梯」ナリ又伊太利
ニ「スカラレ」トイフ語アリ「スカラレ」ハ「梯」ヲ攀チルノ義
〔釋解〕門戸ニ由ラスシテ閉鎖セル場所内ニ入ルヲチイ
フ盜ニ付テハ此「エスカラド」ハ一ノ加重ノ情狀ナリ

〔參照〕(刑)三九七、

エスクロクリ

詐偽取財

Escroquerie.

〔本義〕「エスクロ」ヨリ出ツ「エスクロ」ハ亞耳曼ノ古語ノ「スキッルゴ」ヨリ出ツ「スキッルゴ」ハ「狡猾者」ナリ

〔釋解〕他人ノ財産ヲ自己ノ物ト爲スタメニ用井タル總テノ詐術チイフ

〔參照〕〔刑〕四〇五、

エステ、アン、ジウジウマン

Ester en jugement.

出訴スル

〔本義〕「エステ」ハ羅甸ノ「スタソ」ヨリ出ツ「スタソ」ハ「立テ居ル」ノ義「アン」ハ「於」ナリ「ジウジウマン」ハ「裁判」ナリ（ジノ部六）

〔釋解〕裁判所へ出頭スルヲ即チ「出訴スル」チイフ〇リトレ「エステ、アン、ジウジウマン」トハ裁判所ニ出訴シ又ハ出訴ニ付キ防禦スルチイフ即チ原告人ト爲リ又ハ被告

Etat.

人ト爲リテ裁判所ニ出ルチイフ

エタ

身分

〔本義〕羅甸ノ「スタチス」ヨリ出ツ「スタタチス」ハ「スタレ」ヨリ出ツ「スタレ」ハ「立テ居ル」又「定マリテアル」ノ義

〔釋解〕一般ニハ人或ハ物ノ現在スル所ノ位置チイフ

Etat civil.

エタ、シウイル

民法上身分

アクト、ド、ル、エタ、シウイル

民法上身分證書

Actes de l' état civil.

〔本義〕「シウイル」ハ「民法上」ノ義「アクト」ハ「證書」ナリ（アノ部ニ七）「ド」ハ「ノ」ナリ「ル」ハ冠詞ナリ（口音）「ル、エタ」ハ「レタ」

〔釋解〕民法ニ關スル人ノ品位ナリ〇「アクト、ド、レタ、シウ
ル」トハ此品位ヲ定ムル所ノ總テノ證書チイフ即チ出
生ノ證書婚姻ノ證書死去ノ證書ノコトキ是ナリ

〔參照〕民法上品位證書ハ(民)三四以下、此證書ニ管係シタ
ル犯罪ハ(刑)一九二以下、民法上ノ品位ハ(民)三一
九ヨリ
三二二マテ、夫婦ニ付テハ(民)一九五ヨリ、一九七マテ、品
位ニ付テノ問題ハ(訴)八三、一〇〇四、品位ノ請求ハ(民)三
二六ヨリ三三〇マテ、品位ヲ除去スルコトハ(刑)三四五、

エウアンチウエル

偶然

〔本義〕羅甸ノ「エウアンチウス」ヨリ出ツ「エウアンチウス」ハ佛ノ「エ
ウエヌマン」ト同シク、不意ニ來ル事又「偶然ノ事」ノ義ナリ

Eviction.

〔釋解〕不・慥ナル異變ニ關スル所ノ事ナリ

〔參照〕〔民〕七九一、二一二五、

埃エ微ヱ克ク孫シオン 畏ウイ坤クオン 墮ユオン
奪收

〔本義〕羅甸ノ「エウイク」シオ子ムヨリ出ツ「エウイク」シオ子ム

ハ「エウイン」セレヨリ出ツ「エウイン」セレハ「エ」ト「ウイン」セレト

合成セシモノニテ「エ」ハ「何」ノ外ト「ウイン」セレハ「勝

ツ」ノ義「エウイン」セレハ即チ「勝」チテ外ニ出スノ意

〔釋解〕權利ニ本キテ取ル「エウイク」シオ若シ占有者其得タル

物ノ全部又ハ一部ヲ「エウイク」シオンニ依テ奪却セラ

トキハ占有者ハ所有權ナキ物ヲ己レニ讓渡シタル

者ニ對シ其損害ノ訴ヲ爲ス「エ」ヲ得ヘシ

〔参照〕(民)一六二六以下、請人ハ(民)二〇三八、交換ハ(民)一七〇五、保證ハ(民)二二五七、分配ハ(民)八八四、八八五、會社ハ(民)一八四五、

埃エ縛ヅカ葛カ孫シオン 浴ユ昆ク 暖ユア
繰揚

三〇
Evocation.

〔本義〕「エウウカケ」トイフ 働詞ノ變シタル名詞ニシテ「エウウカケ」ハ羅甸ノ「エウウカレ」ヨリ出ツ「エウウカレ」ハ「聲」ナリ此義ヨリ生シテ働詞ト爲リ「呼フ」ノ意ニ用ユ

〔釋解〕下等ノ裁判所ニ爲シタル訴ヲ或ル狀情條件ニ從フテ上等ノ裁判所へ繰リ上ケシムル爲メ此上等裁判所ニ與ヘタル權ナリ

〔参照〕(訴)四七三、

エエククゼゼ ププジジオンオン エエククススオンオン イイウウンン

Exception.

埃尅色不孫 エクスセプシオン 易損 エクスオン 瑯 イウン

例外

〔本義〕「エクシプテ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本
羅甸ノ「エクシペレ」ヨリ出ツ「エクシペレ」ハ「エクスト」シ
ペレト合成セシモノニテ「エクスト」ハ「外」トニ「ノ」義「シペレ」
ハ「取ル」ノ義即チ「取」リテ外トニ置ク「ノ」義ニシテ今「受ケ
取ル」又「除キ去ル」ノ二様ノ意味ニ用ユ

〔釋解〕總テノ本案ニ關セサル防禦方法チイフ
エクスセプシオン「デラトアル」

Exceptions dilatoires.

遷延ノ申立

〔本義〕「デ」ノ部四五「デラトアル」ノ處ニ見ユ
〔釋解〕「バシッレ」或ル時間裁判チ遷延セシメントスル防禦

方法ナリ

Exceptions d'incompétence.

エクセプシオン、ド、エンコンペタン

管轄違ノ申立

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「エンコンペタン」ハ「管轄違」ナリ（イノ部一〇）（口音）「ド、エンコンペタン」ハ「デ」ンコンペタン

〔釋解〕「按」裁判所ノ管轄違ナルヲ申立テ其裁判ヲ拒謝セ
ントスル防禦方法ナリ

エクセプシオン、ペランプトアル

Exceptions péremptoires.

訴權消滅ヲ申立

〔本義〕「ペ」ランプトアルハ繼續セスシテ消滅スルノ義「ペ
ランプシオン」ニ同シ（ペノ部二二參看）

〔釋解〕「バシ」レ本案ノ裁判ニ至ラシメスシテ確定シテ訴

訟ヲ屏ケシメントスル防禦方法ナリ此防禦方法ハ既
ニ期滿免除ニ至リ又ハ一裁判ヲ受ケ又ハ訴ヲ爲ス者
其身分ヲ有セス若クハ其利益ヲ有セス又ハ訴訟手續
ノ無効ニ至ルヘキ事アルニ由リテ爲スモノナリ

Exceptions préjudicielles.

エクセプション、プレジウヂシエル

豫斷ヲ申立

〔本義〕ペノ部四三ニ見ユ

〔釋解〕同上

エクスクリウジオン、ド、コミウノーテ

三三

Exclusion de communauté.

共有ノ除去

〔本義〕「エクスクリウジオン」ハ「エクスクリウルトイフ」動詞ノ
變シタル名詞ナリ其本羅甸ノ「エクスクリウデレ」ヨリ出

ツ「エクスクリッデレ」ハ「エクス」ト「クロ」デレト合成セシ
 モノニテ「エクス」ハ「外」トニ「ノ義」クロー「デレ」ハ「閉ル」ノ義
 「外」ニ置キテ「戸」ヲ閉ル「ノ意」ニテ即チ「閉」ヲ禁スル「除去ス
 ル」ヲ「エクスクリッジョン」トイフ「ド」ハ「ノ」ナリ「コン」ミツノ
 「テ」ハ「共有」ナリ（セノ部四六）

〔釋解〕匹偶者中ニテ約束スルヲ得ヘキ別段ノ方法ヲイ
 フ〇ブイエ匹偶者共有財産ノ方法ニ依ラスシテ財産
 分離「セパレーション、ド、ビアン」(エスノ部七)ノ方法ニ依リ
 又ハ共有財産ノ方法ヲ用ユト雖モ其物件ノ幾分ハ之
 チ共有中ニ入ル、チ欲セサルヲ以テ共有ノ方法ヲ除
 去スル旨ヲ述ヘテ爲シタル別段ノ契約ヲイフ
 〔參照〕(民)一三九二、一五二九以下、一五九五、後見人ニ付キ

Exécuteur testamentaire.

テハ(民)四四二以下、(刑)三四ノ四項、四二、

エクゼキウツール、テスタマンテル

遺囑執行者

〔本義〕「エクセキウツール」ハ「エクセキウテ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅甸ノ「エクセキウトム」ヨリ出ツ「エクセキウトム」ハ「遂クル事」ノ義「テスタマンテル」ハ「遺囑」ナリ(テノ部五「テスタマン」參看)

〔釋解〕遺囑者ヨリ其遺囑ノ執行ヲ管理スル事ヲ委任セラレタル人ヲイフ

〔參照〕(民)一〇二五以下、

エクゼキウシオン

Exécution.

執行

〔本義〕前ニ見ユ

〔釋解〕義務其他總テ必ス爲サシメラルヘキ事件ヲ成シ
遂クルヲチイフ

〔參照〕民事上ノ所爲及ヒ裁判ハ〔訴〕一四六、五四五以下、代
訟人ニ付テハ〔訴〕一〇三八、相續人ハ〔民〕八七七、使吏ハ〔訴〕
一〇三七、詐僞ノ中立ハ〔訴〕二四一、敬愼願ハ〔訴〕四九七、刑
事裁判ハ〔治〕三七三、三七五以下、〔刑〕二五、二六、

エクゼキウトアル

Exécutoire.

執行書

〔本義〕前ニ見ユ

〔釋解〕入費ノ精算及ヒ其入費ヲ得ヘキ取立ヲ爲スニ必
要ナル許可ヲ記ルシタル書面ナリ

要ナル許可ヲ記ルシタル書面ナリ

Titre exécutoire.

チトル、エクゼキウトアル
執行證書

〔本義〕「チトル」ハ「證書」ナリ（テノ部一〇）

〔釋解〕即時執行スルヲ得ヘキ證書ナリ

エクシヂビリテ

三六

Exigibilité.

要求

〔本義〕「エクシゼ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅

甸ノ「エクシゼ」ヨリ出ツ「エクシゼレ」ハ「エクス」ト「アゼ

レ」ト合成セシモノニテ「エクス」ハ「外」ト「レ」ノ義「アゼ」ハ

「推ス」ノ義今權利ヲ主張シテ物ヲ要求スルヲ「エクシゼ」

トイフ

〔釋解〕義務ノ執行ニ付キ約束シタル期限ノ到來ヲイフ

エノ部

五二二

Expédient.

エクスぺデア

示談

〔本義〕羅甸ノ「エクスぺヂレ」ヨリ出ツ「エクスぺヂレ」ハ「エクス」及ヒ「ペヂス」ヨリ出ツ「エクス」ハ「外」ノ義「ペヂス」ハ「脚」ナリ即チ「脚」外トニ出スノ意ニテ今「免カル」ノ意ニ用ユ

〔釋解〕「シツシツマン、デキスぺヂアン」ハ「シツシツマン」ハ裁判ナリシノ部六即チ「エクスぺヂアン」ノ裁判トイヘハ原被同意ヨリ成リタル裁判ニシテ即チ尋常ノ裁判上ノ契約ナリ
エクスぺヂシオン

Expédition.

公正副書

〔本義〕前ニ同シ

〔釋解〕登書ノ公正ナル高キ

〔本義〕前ニ同シ

〔釋解〕證書ノ公正ナル寫チイフ

〔參照〕(訴)八三九以下、

エクスペル

鑑定人

三九 Expert.

〔本義〕羅甸ノ「エクスペルチッス」ヨリ出ツ「エクスペルチッス」

ハ「エクス」ト「ペルチッス」ト合成セシモノニテ「エクス」ハ過

去チ示ス前詞「ペルチッス」ハ「巧ミナル」ノ義

〔釋解〕「ウエリファイカシオン」(驗真ナリウエノ部七)「エクスペルチ

ズ」(鑑定ナリ)チ爲ス事ヲ任セラレタル人チイフ

〔參照〕(訴)三〇二以下、一〇三四、一〇三五、

エクスプロア

傳票

四〇 Exploit.

エノ部

五三三

〔本義〕羅甸ニ「エクスプレクトム」トイフ語アリ「エクスプレクトム」ハ「成就」又「實踐」ノ義ニシテ「エクスプロア、ミリテル」(戰功)「エクスプロア、ダンストリマン」(機械ノ功)ノ語ノ如キハ之ニ原因セシモノナリ然レ裁判上ニテ「エクスプロア」トイヘハ書面ノ一種ナリ故ニ其語理前後相屬セス或ハ曰ク「エクスプロア」ハ「エクス、プラシト」ヨリ出ツト「エクス、プラシト」ハ「一種ノ書面」ナリト雖モ其音義穩當ナラス又カンジツ(國名)ノ語ニ「エクスプレクトム」アリ「エクスプレクトム」ハ書面ノ「副書」チイフ是レ其意義ハ相通スト雖トモ文字ノ綴リニ於テ亦倫次ヲ失ヘリ因テ考フルニ此語ハ「エクスプロア」ト同ク「エクス、プリカレ」ヨリ出テシモノナルヘシ故ニ「エクスプロア、ダンス」

ストリツマンノ意ヨリ來リテ裁判上ノ「エクスプロア」ノ
意ヲ發スヘシ
〔釋解〕使吏ノ作りタル總テノ書面チイフ此書面ハ之ニ
記スル所ノ事件ヨ從ヒ諸權ノ名目アリ「アジウルヌマ
ン」〔呼出狀ナリアノ部四八〕「アシニアシオン」〔呼出狀ナリア
ノ部八四〕「シタシオン」〔呼出狀ナリセノ部二八〕「コマンド
マン」〔執行命令書ナリセノ部四〇〕「シニフィカシオン」〔通知
又送達書ナリエスノ部一三參看〕ノ如キ是ナリ之ヲ總
稱シテ「エクスプロア」トイフ此「エクスプロア」ハ執行事
件ノミニ就テハ詐偽ノ訴アル迄ハ信用アルモノナリ
又此書面ハ之ヲ二通ニ作り其一通ハ本書ニシテ常ニ
使吏ノ手ニ在リ他ノ一通ハ寫書トイヒ一方ノ對手人

ニ送達スルモノナリ故ニ「エクスプロア」ハ其本書寫書
共ニ正確ノモノタテサルヘカラス

〔参照〕〔詠〕七一、一七三、一〇三〇、

埃尅エクス波ポ逝ジ孫ジオン逸イッ奔プオン 宛ウアン

四一

Exposition.

〔本義〕「エクスPOSE」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「エ
クスPOSE」ハ「エクス」ト「POSE」ト合成セシモノナリ「エクス」
ハ「外」ト「POSE」ノ義「POSE」ハ「置ク」ノ義「エクスPOSE」ハ即チ「外」ト
ニ露ハシ置ク」ノ意ナリ
〔釋解〕定マリタル時間公衆ノ目前ニ罪人ヲ置ク加辱ノ
刑ナリ

Exposition de part.
エクスPOSITION、ド、パル

棄兒

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「パ」ルハ「新生ノ子」ナリ

〔釋解〕新生ノ子ヲ遺棄スル「ヲ」チ「イ」フ

〔參照〕〔刑〕三四九以下、

エクスプロプリアシオン

四二 Expropriation.

引揚

〔本義〕「エクスプロプリアシオン」ト「イ」フ働詞ノ變シタル名詞ナリ「エクスプロプリアシオン」ハ「エクスプロプルト」ト合成セシモノニテ「エクス」ハ「外」ト「イ」フノ義「プロプルト」ハ「本然」又ハ「固有」ノ義即チ「エクスプロプリアシオン」ハ「固有物」ノ外ニスル「ノ」意味ニテ「本然」ニ固有スル所ノ權利ノ外ニ其權利者ヲ追出ス「ヲ」チ「エクスプロプリアシオン」ト「イ」フ

〔釋解〕法ニ依リテ所有者ヨリ其物ヲ引揚ルコトチイフ

Expropriation forcée.

エクスプロプリアション、フォルセ

強制引揚

〔本義〕「フォルセ」ハ「強ヒタル」ノ義

〔釋解〕人權者其義務者ノ不動産ヲ引揚ルニ付キテ有スル權ナリ

Expropriation pour cause d'utilité publique.

公用引揚

エクスプロプリアション、プール、コーズ、ヂウチリテ、ピュブリク

〔本義〕「プール」ハ「付キ」ノ義「コーズ」ハ「原因」ナリ「ド」ハ「ノ」ナリ

「ユチリテ」ハ「便益」ナリ「ピュブリク」ハ「公ケ」ノ義（口音）「ド、ユチリテ」ハ「ヂウチリテ」

〔釋解〕諸種ノ情實ニ由リ豫メ相當ノ償金ヲ拂ヒ所有者

Extradition.

ノ物件ヲ引揚ルニ付キ政府ノ有スル權ナリ

〔參照〕(民)二二〇四以下、公用引揚ハ(民)五四五、

エクストラヂシオン

本國引渡

〔本義〕「エクスト」ト「ラヂシオン」ト合成セシモノニテ「エク

ス」ハ「外」ト「ノ」義「ト」ラヂシオン」ハ「引渡」ナリ「エクスト」ラヂ

シオン」ハ即チ「外」ニ引渡ス」ノ意ナリ

〔釋解〕重罪或ハ輕罪ニ付キ訴ヘラレタル者ヲ其本國ニ

引渡ス」ヲイフ

エクストラヂシオン

Extra-judiciaire.

裁判外

〔本義〕「エクス」ト「ラ」ト「ヂ」ト「シ」ト「オン」ト合成セシモノニテ「エ

クストラ「外ト」ノ義「シッヂシエル」ハ「裁判上」ノ意

〔釋解〕裁判所外ニ於テ爲シタル事ヲイフ「アシト、エクス
トラシッヂシエル」トイヘハ訟廷外ニテ記シタル證書ニ
シテ必シモ裁判官ノ目ヲ經サルモノヲイフ（アノ部ニ
七「アシト」ノ處ニ見ユ）